

## インターネットバンキングの不正利用被害補償について

インターネットバンキングにおける預金等の不正な払出しについては、昨今、犯罪の手口が高度化・巧妙化し、被害が全国の金融機関で拡大している傾向にあります。

当金庫ではこのような状況を踏まえ、お客さまにインターネットバンキングを少しでも安心してご利用いただくために、インターネットバンキングの不正利用被害について、下記のとおり補償を行うこととしましたのでお知らせします。

補償につきましては、法人・個人のお客さまにかかわらず被害にあわれた事情やお客さまのセキュリティ対策の状況によっては、補償を行わない場合や補償を減額する場合がありますので、セキュリティ対策には十分なご対応を実施されますようお願い申し上げます。

なお補償限度額および補償条件につきましては、インターネットバンキングを取り巻く今後の情勢等に応じて、ホームページ上で変更させていただくことがありますのでご了承ください。

今後ともインターネットバンキングのセキュリティ強化に努めてまいりますので、引き続きご愛顧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 対象となるお客さま

当金庫の個人インターネットバンキングまたは法人インターネットバンキングをご利用のお客さま

### 2. 補償限度額

個人のお客さま：被害状況を踏まえ、個別に補償の判断をさせていただきます。

法人のお客さま：3000万円を上限に、個別に補償の判断をさせていただきます。

※補償にあたりましては、お客様の被害に遭われた状況、セキュリティ対策の状況、ご利用状況等を考慮し、当金庫で個別に検討させていただきます。なお、状況に応じて補償できない場合や補償額の一部を減額させていただく場合がありますのでご注意ください。

### 3. 補償対象の前提条件

次の全てを満たしていることが補償対象の前提となります。

- (1) 不正な資金移動等の被害発生の翌日から起算して30日以内に当金庫にご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること。
- (3) お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

#### 4. 補償の対象とならない場合の主な事例

- ① 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償いたしかねます。
  - ア お客様の社内、ご家族、または使用人自らの行為、もしくは加担した盗用によって生じた損害の場合。
  - イ ID・パスワード等の本人確認情報や、本サービスを使用する端末（トークンを含みます。）を第三者に提供または貸与した場合。
  - ウ 端末が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等の本人確認情報を該当の端末に保存していた場合。
  - エ ワンタイムパスワードサービス（トークン）を利用されていない場合、またはワンタイムパスワードサービス（トークン）を正規の手順で利用されていない場合。（個人IB）
  - オ 電子証明書方式で本サービスを利用できる環境であるにもかかわらず、電子証明書方式を利用されていない場合、または電子証明書を正規の手順で利用されていない場合。（法人IB）
  - カ 本サービスを使用する端末にセキュリティ対策ソフトを利用されていない場合。
  - キ 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
  - ク お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
  - ケ 海外で利用したことによって生じた損害である場合。
  - コ その他、上記と同程度の過失が認められた場合。
- ② 戦争、天変地異、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

#### 5. 補償を減額する場合の主な事例

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては全部または一部について補償を減額する場合があります。

- ① 本サービスを使用する端末のOS（基本ソフト）、ブラウザを最新の状態に更新していない場合。
- ② 本サービスを使用する端末のセキュリティ対策ソフトが、最新の状態に更新されていない場合等、有効に機能していない場合。
- ③ 端末にインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過したソフトウェアやウェブブラウザを使用されていた場合。
- ④ 当金庫が指定する推奨環境で利用していない場合。
- ⑤ IDやパスワード等の管理が適切に行われていない場合や、パスワード等を定期的に変更されていない場合。

- ⑥ 当金庫が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起した手口により騙されて、フィッシングサイト等にお客様 I D・各種パスワード等の本人確認情報を入力してしまった場合。
- ⑦ 警察や金融機関等を騙る者に対し、I D・パスワード等を回答してしまった、またはお客様カード等乱数表を渡してしまった場合。その他、正当な理由なく、他人に I D・パスワードを回答した、あるいは渡した場合。
- ⑧ I D・パスワード等を手帳等にメモしていたり、携帯電話等の情報端末等に保存しており、当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭う等して当該情報が盗取された場合。
- ⑨ お客様が預金口座の通帳記帳や残高照会、入出金明細照会等を長時間行っていないなど預金口座の管理が不十分と認められる場合。
- ⑩ その他、当金庫ホームページに掲載するインターネットバンキングの安全利用に関する注意事項に掲げる事例と同程度の注意義務違反が認められた場合

以上